

登録ボイラー実技講習機関の代表者の氏名等変更の公示について

下記の登録ボイラー実技講習機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の37の規定により代表者の氏名変更の届出があったので、同省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 一般社団法人 日本ボイラ協会

登録教習機関の住所 東京都港区新橋5丁目3番1号

代表者職氏名 変更前 会長 刑部 真弘
変更後 会長 辻 裕一

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称 一般社団法人 日本ボイラ協会 香川検査事務所

住所 香川県高松市番町3丁目3番17号 第1讚機ビル4階

変更する年月日

代表者氏名の変更 令和6年6月20日

講習の業務の範囲

ボイラー実技講習

令和6年6月19日

香川労働局長

